

○敦賀市民文化センター設置および管理に関する条例施行規則

昭和61年 3月26日 教委規則第3号

改正

平成3年12月5日 教育委員会規則第4号

平成9年 3月31日 教育委員会規則第5号

平成12年 7月13日 教育委員会規則第4号

平成15年 3月20日 教育委員会規則第5号

平成30年 3月23日 教育委員会規則第1号

敦賀市民文化センター設置および管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、敦賀市民文化センター設置および管理に関する条例（昭和52年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(利用時間)

第2条 敦賀市民文化センター（以下「文化センター」という。）の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 指定管理者（条例第15条第1項に規定する指定管理者をいう以下同じ。）は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て前項の利用時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 文化センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 毎月第3日曜日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て前項の休館日を変更することができる。

(利用許可の申請)

第4条 条例第4条の規定により、文化センターの利用許可を受けようとする者は、敦賀市民文化センター利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用しようとする日（引き続き2日以上利用しようとするときは、その最初の日をいう。）前12月から7日までの間（練習室については、前3月から7日までの間）に提出しなければならない。

3 前項の場合において、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 指定管理者は、第1項の申請書を受理したときは、利用の可否を決定し、敦賀市民文化センター利用許可書（様式第2号）又は敦賀市民文化センター利用不許可通知書（様式第3号）を申請者に交付する。

（利用の取消しおよび変更）

第5条 文化センターの利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用内容の取消し又は変更をしようとするときは、速やかに敦賀市民文化センター利用取消（変更）申請書（様式第4号）に前条の敦賀市民文化センター利用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請書を受理したときは、適否を決定し、敦賀市民文化センター利用取消（変更）許可書（様式第5号）を利用者に交付するものとする。

（利用期間）

第6条 文化センターは、同一のものが引続き5日を越えて利用することができない。ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、この限りでない。

（利用許可の取消し等の通知）

第7条 指定管理者は、条例第7条の規定により文化センターの利用許可を取消し、又は利用を中止させ、若しくは利用条件を変更したときは、敦賀市民文化センター利用許可取消決定書（様式第6号）、敦賀市民文化センター利用中止命令書（様式第7号）又は敦賀市民文化センター利用条件変更決定書（様式第8号）を利用者に交付するものとする。

（利用料金の納付）

第8条 利用者は、第4条第4項の利用許可書の交付を受けたときは、直ちに利用料金を納入しなければならない。

2 条例第8条第1項ただし書の規定により利用者が利用料金の後納の許可を受けようとするときは、敦賀市民文化センター利用料金後納許可申請書（様式第9号）を指定管理者に提出しなければならない。

(附属設備等の利用料金)

第9条 条例第8条第1項第2号の附属設備、器具等の利用料金は、別表のとおりとする。

(利用料金の減免)

第10条 条例第8条第2項の利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、敦賀市民文化センター利用料金減免申請書(様式第10号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第11条 条例第9条の規定により利用料金の還付できる理由および金額は、次各号の掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 天災その他利用者の責めによらない理由により利用不能となったとき。利用料金の全額
- (2) 利用者が、大ホールについては利用日前20日までに、小ホールその他の施設については利用日前5日までに利用の取消しを申し出たとき。利用料金の5割に相当する額
- (3) 利用者が利用変更の許可を受けた場合において、当該変更許可後の利用料金が既に納付した利用料金より少なくなったとき。その相当額

2 前項の利用料金の還付を受けようとする者は、敦賀市民文化センター利用料金還付申請書(様式第11号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第12条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 収容定員を超えて入場させないこと。
- (2) 許可された以外の施設、附属設備、器具等を利用し、又は移動させないこと。
- (3) 許可を受けずに敦賀市民文化センター内において寄附金の募集、物品の販売、陳列及び宣伝、又は広告類の配布、その他これらに類する行為をしないこと。
- (4) 許可を受けずに壁、柱、扉等に広告類の掲示、はり紙、くぎ打ち、その他これらに類する行為をしないこと。
- (5) 所定の場所以外でみだりに火気を使用し、又は危険を引き起こす恐れのある行為をしないこと。
- (6) 火災、盗難等事故の発生を防止する措置を講ずること。
- (7) 入場者に次条各号に掲げる事項を守らせること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、利用許可の際に付された条件及び指定管理者の指示に従うこと。

(入場者の遵守事項)

第13条 入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
- (2) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外の場所に入入りしないこと。
- (4) 文化センターの内外を不潔にしないこと。
- (5) 指定管理者又は利用者の指示に従うこと。

(施設等の損壊および滅失届)

第14条 利用者は、施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失したときは、直ちに敦賀市民文化センター施設等損壊（滅失）届（様式第12号）を指定管理者に提出しなければならない。

(利用方法等の事前打合せ)

第15条 利用者は、事前に指定管理者と施設等の利用方法、遵守事項その他必要な事項を打合せしなければならない。

(責任者の設置)

第16条 利用者は、施設内の秩序を保持するため必要な責任者を置かなければならない。

(指定の申請)

第17条 条例第15条第2項の規定により申請しようとするものは、教育委員会が指定する日までに、指定管理者指定申請書（様式第13号）および申請資格に係る申立書（様式第14号）により行わなければならない。

2 条例第15条第3項の教育委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第15条第2項の規定による申請がない場合又は条例第16条各号に掲げる基準に適合するものがない場合
- (2) 条例第16条の規定により指定する前に、指定することが不可能となった場合又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合

(3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消した場合であって、新たに指定管理者を指定するとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、特定のものに管理を行わせる必要があると教育委員会が特に認める場合

(指定の基準)

第 18 条 条例第 16 条第 4 号の教育委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行うものでないこと。

(3) 国税および地方税を滞納していないものであること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市民文化センターの管理運営の業務を行うために必要なものとして別に教育委員会が定める基準

(変更の届出)

第 19 条 条例第 17 条第 2 項の規定による変更の届出は、指定管理者名称等変更届出書（様式第 15 号）によりするものとする。

(事業報告書の提出)

第 20 条 指定管理者は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 7 項の事業報告書を、毎年度終了後 60 日以内に、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において同条第 11 項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 60 日以内に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 文化センターの管理業務の実施状況

(2) 文化センターの利用状況

(3) 文化センターに係る利用料金の収入実績

(4) 文化センターの管理に係る経費の収支の状況

(5) 前各号に掲げるもののほか、文化センターの管理の状況を把握するために必要な事項

(その他)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、文化センターの管理運営に必要な事項は、別に教育委員会が定める。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成3年12月5日教委規則第4号）

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日教委規則第5号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月13日教委規則第4号）

この規則は、平成12年8月1日から施行する。

附 則（平成15年3月20日教委規則第5号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（附則）

- 1 この規則は、敦賀市民文化センター設置および管理に関する条例の一部を改正する条例（平成29年敦賀市条例第26号）の施行の日から施行する。ただし、改正後の第17条から第20条までの規定については、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にされているこの規則による改正前の敦賀市民文化センター設置および管理に関する条例施行規則第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可の申請は、この規則による改正後の敦賀市民文化センター設置および管理に関する条例施行規則第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可の申請とみなす。

別表（第9条関係）

附属設備、器具等利用料金

区分	付属器具名	単位	1回当り利用料金	備考
舞台設備	オーケストラピット	1式	円 3,000	椅子含む。
	音響反射板	1式	2,500	天井反射板ライト含む。
	ピアノ（フルコンサート）	1台	3,000	調律料実費
	ピアノ（グランド）	1台	1,500	調律料実費
	指揮台	1式	200	指揮者用譜面台含む
	楽団員用譜面台	1式	50	
	コントラバス椅子	1脚	100	
	オーケストラひな壇	1式	2,000	
	所作台	1式	3,000	
	平台	1枚	100	
	緋毛せん	1枚	100	
	長座布団	1枚	100	
	金屏風（8尺）	1双	800	
	地がすり	1枚	500	
	紗幕	1枚	500	
	浅黄幕	1枚	500	
	紅白幕	1枚	500	
	上敷ござ	1枚	100	
	松竹羽目	1式	1,000	
	演壇	1台	500	花台含む。
	大太鼓	1式	300	台バチ含む。
	めくり台	1台	50	
	国旗	1枚	100	
長机	1脚	50	固定分を除く。	
折りたたみ椅子	1脚	30	〃	
ホワイトボード	1台	50		
照明設備	プロセミアムボーダーライト（200W×108灯）	1列	500	
	第1ボーダーライト（200W×120灯）	1列	700	
	第2ボーダーライト（200W×120灯）	1列	700	
	第1サスペンションライト	1列	900	1kw×16台含む。
	第2サスペンションライト	1列	900	〃
	第3サスペンションライト	1列	300	1kw×5台含む。
	第4サスペンションライト	1列	300	〃

	アッパーホリゾントライト (500W×108台)	1列	700	
	ローアホリゾントライト (300W×8灯20台)	1列	700	
	シーリングスポットライト (1.5kw)	1列	1,000	
	フロントサイドスポットライト (1kw)	1台	200	
	フットライト (60W×84灯)	1列	400	
	花道フットライト (60W×40灯)	1列	150	
	タワースポットライト (1kw)	1台	200	
	クセノンピンスポットライト (2kw)	1台	1,000	
	ハロゲンピンスポットライト (1kw)	1台	400	
	カッタースポットライト (650W)	1台	200	
	シールドビームスポットライト (500W)	1台	100	
	プロフィールスポットライト (575W)	1台	100	
	スポットライト (500W)	1台	100	
	スポットライト (1kw)	1台	200	
	ストリップライト (100W×8灯)	1台	150	
	フットスポットライト (500W)	1台	100	
	オーバーヘッドプロジェクター (1kw)	1台	400	
	ミラーボール	1台	300	
	種板	1枚	100	
	先玉	1台	100	
	スタンド	1台	100	
	ベース	1台	50	
	エフェクトマシーン	1台	400	
音響設備	拡声装置	1式	2,000	大ホール
	拡声装置	1式	500	小ホール
	オープンテープレコーダー	1台	300	テープを除く。
	カセットテープレコーダー	1台	200	〃
	MDレコーダー	1台	200	
	CD-Rレコーダー	1台	200	
	マルチエフェクター	1台	200	
	ダイレクトボックス	1台	100	
	エレベーターマイク装置	1式	300	マイクを除く。

	ワイヤレスマイクロホン	1 c h	600	電池別
	コンデンサーマイクロホン	1 本	500	
	ステレオマイクロホン	1 本	600	
	マルチコード・ボックス	1 式	400	
	ダイナミックマイクロホン	1 本	300	
	リボンマイクロホン	1 本	300	
	三点吊装置	1 式	300	マイクを除く。
	マイクロホンスタンド	1 台	100	
	ステージスピーカー	1 台	500	
	ハネカエリスピーカー	1 台	300	
	移動用ミキサー	1 台	500	
その他	映写機16ミリ	1 式	2,000	スクリーン含む。
	スクリーン	1 枚	500	ホール用
	テレビ中継	1 回	5,000	
	ラジオ中継	1 回	2,000	
	展示用パネル	1 枚	50	
	持込電気器具	1 Kw	100	

備考

- この利用料金は、午前（9時から12時まで）、午後（13時から17時まで）、夜間（18時から22時まで）の利用区分をもってそれぞれ1回とする。
- 時間区分以外の時間に附属設備、器具等を利用する場合は、その利用時間1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、当該利用料の3割に相当額する額を加算する。
- プラステート、電池等の消耗品は、実費を徴収する。

様式第1号(第4条関係)

敦賀市民文化センター利用許可申請書

年 月 日

指定管理者 殿

申請者 住 所 _____
 団 体 名 _____ 電話 _____
 代 表 者 名 _____ (印)
 責 任 者 _____ (印)

次のとおり敦賀市民文化センターを利用したいので、許可くださるよう申請します。

利 用 目 的			
利 用 日 時	年 月 日 時 分から	午前・午後・夜間・全日	
	年 月 日 時 分まで		
利 用 施 設	大ホール 小ホール 和 室 練習室 舞台楽屋(第1 第2 第3) リハーサル室 浴 室		
附属設備および器具	別紙明細のとおり		
冷暖房の可否	要 ・ 否	入場予定者数	人
入 場 料 等	無 料 有 料 会 員 券 整 理 券		
特 別 な 設 備 (図 面 添 付)		※ 決定 区分	許可・不許可

場 所	基本利 用料金	加 算 利 用 料 金						合 計
		入場料 徴 収	営利 宣 伝	冷暖房	設 備 器 具			
※ 利 用 料 金	円	円	円	円	円	円	円	円
大ホール								
舞 台								
楽 屋								
リハー サル室								
小ホール								
和 室								
練 習 室								
浴 室								

※印のある欄は記入しないでください。

申込方法および注意事項

- 1 受付は、利用される日の前12月から7日までの間(練習室については、前3月から7日までの間)に行います。

受付時間は、午前8時30分から午後5時までです。ただし、休館日には受付いたしません。間違いを防ぐため、電話、郵便、口頭等での受付はしませんので直接御来館してください。
- 2 次の場合は、利用を許可されません。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 管理上支障があると認めたとき。
 - (4) その他指定管理者が不適當であると認めたとき。
- 3 利用料は、原則として許可書交付の時前納し、還付いたしません。
- 4 利用時間は、準備や後始末に要する時間も含んでおります。
- 5 利用に当たって特別な設備、器具等を設置し、又は施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けてください。
- 6 建物、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失したときは、損害を賠償しなければなりません。
- 7 許可を受けた目的以外に敦賀市民文化センターを利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することはできません。

(利用内容明細)

催し物の名称									
利用日時		年 月 日()午 前後 時 分～午 前後 時 分							
主催者代表		住所 団体名 氏名 電話()							
大ホール	区分	1 回	2 回	3 回	4 回				
	仕込	時 分	時 分	時 分	時 分				
	舞台けいこ	時 分	時 分	時 分	時 分				
	開場	時 分	時 分	時 分	時 分				
	開演	時 分	時 分	時 分	時 分				
	閉幕	時 分	時 分	時 分	時 分				
	終了	時 分	時 分	時 分	時 分				
大ホール入場予定者内訳	特別席	人	円	人	円	人	円	人	円
	A 席	人	円	人	円	人	円	人	円
	B 席	人	円	人	円	人	円	人	円
	C 席	人	円	人	円	人	円	人	円
		人	円	人	円	人	円	人	円
主催者要員	総数	受付	場内	場外	控室	舞台	照明	音響放送	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
責任者氏名									
小ホール等の附属設備利用数	机 脚 椅子 脚 ホワイトボード(その他)								
摘用									
大ホール以外の利用室	楽屋1. 2. 3 リハーサル室 小ホール 和室 練習室 浴室								

利用打合せ予定日時

第1回	年 月 日 時 分	第2回	年 月 日 時 分
-----	-----------	-----	-----------

敦賀市民文化センター利用許可書

申請者	住 所				
	団 体 名				
	代 表 者 名	TEL			
	責 任 者 名	TEL			
利用目的					
利 用 日	利 用 時 間		利 用 施 設		
附属設備及び器具		冷暖房の要否	要・否	入場予定者数	人
入 場 料	無料・有料(円)・会員券・整理券				
特別な設備					
許 可 条 件					
利 用 料 金	基本利用料金 円	加算利用料金 円	計 円	年 月 日 納入済・後納	

上記のとおり許可します。

年 月 日

印

(注) 利用時には、この許可書を係員に提示し、その指示を受けてください。

利 用 上 の 心 得

- 1 収容定員を超えて入場させないこと。
- 2 利用許可をされた以外の施設、附属設備等を利用し、又は移動させないこと。
- 3 許可を受けずに敦賀市民文化センター内において寄附金の募集、物品の販売、陳列及び宣伝その他これらに類する行為をしないこと。
- 4 許可を受けずに壁、柱、扉等に広告類の掲示、はり紙、くぎ打ちその他これらに類する行為をしないこと。
- 5 所定の場所以外で、みだりに火気を使用しないこと。
- 6 火災、盗難等の事故の発生を防止する措置を採ること。
- 7 施設、附属設備等の利用に当たっては、すべて係員の指示を受けること。
- 8 所定の場所以外で、飲食又は喫煙をしないこと。
- 9 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をさせないこと。
- 10 利用者は、敦賀市民文化センター内外の秩序保持のため、必要な整理員等を配置し、観客が安全に入退場できるよう指導すること。
- 11 利用者が搬入した物品等の保管は、利用者の責任において管理すること。
- 12 利用者は、指定管理者が管理の必要に応じ、利用中の施設に立ち入ることを拒むことはできません。
- 13 利用者は、利用が終了したとき、又は利用許可を取り消されたときは、直ちに施設、附属設備等を原状に回復し、指定管理者の点検を受けてください。
- 14 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは利用条件を変更することがある。
 - (1) 利用許可の申請に虚偽の事実があったとき。
 - (2) 利用許可に付された条件に違反したとき。
 - (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (4) 施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (5) 上記に掲げる場合のほか、敦賀市民文化センターの設置および管理に関する条例又は同施行規則の定めに違反したとき。
- 15 開催日 7 日前までに催し物の内容、舞台設備、照明設備、音響設備、整理要員等の配置等について十分な打ち合わせをすること。
- 16 この許可以外に特別の理由により利用時間の延長又は附属設備および備品の追加利用の必要が生じたときは、所定の手続きをし、許可を受けること。
- 17 催し物(演劇、音楽、舞踊、映画その他これらに類するもの)のパンフレット等がある場合は、5 部提出すること。
- 18 その他不明な点は、指定管理者に連絡し、その指示に従うこと。

敦賀市民文化センター利用不許可通知書

申請者	住所	
	団体名	
	代表者氏名	
利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
理由		

上記のとおり利用を不許可とする。

年 月 日

印

様式第4号(第5条関係)

敦賀市民文化センター利用取消(変更)申請書

年 月 日

指定管理者殿

	住 所	_____
申請者	団 体 名	_____ 電話 _____
	代 表 者 名	_____ (印)
	責 任 者	_____ (印)

次のとおり敦賀市民文化センターの利用の取消し(変更)をしたいので、申請します。

許可の番号 許可年月日	第 号 年 月 日
取消し(変更) の 内 容	
取消し(変更) の 理 由	

(注) この申請書には利用許可書を添付してください。

敦賀市民文化センター利用取消(変更)許可書

申請者	住所	
	団体名	
	代表者 氏名	
許可の番号 許可年月日	第 号	年 月 日
取消し(変更) の内容		
取消し(変更) の理由		
許可条件		

上記のとおり利用の取消し(変更)を許可します。

年 月 日



様式第6号(第7条関係)

第 号
年 月 日

敦賀市民文化センター利用許可取消決定書

殿



年 月 日付け第 号により許可しました敦賀市民文化センターの利用については、次のとおり利用許可の取消しを決定したので、通知します。

記

- 1 利用許可の取消しを決定した利用日時
- 2 利用許可の取消しを決定した施設、附属設備等
- 3 取消しの理由

様式第7号(第7条関係)

第 号
年 月 日

敦賀市民文化センター利用中止命令書

殿

印

年 月 日付け第 号により許可した敦賀市民文化センターの利用については、次のとおり利用の中止を命ずる。

記

- 1 利用中止の日時
- 2 利用中止の施設、附属設備等
- 3 中止の理由

様式第8号(第7条関係)

第 号
年 月 日

敦賀市民文化センター利用条件変更決定書

殿

印

年 月 日付け第 号により許可しました敦賀市民文化センターの利用については、次のとおり利用条件の変更を決定したので、通知します

記

- 1 利用目的
- 2 決定した利用条件
- 3 変更理由

様式第9号(第8条関係)

敦賀市民文化センター利用料金後納許可申請書

年 月 日

殿

住 所

団 体 名

電 話

申請者

代 表 者 名

印

責 任 者

印

次のとおり敦賀市民文化センターの利用料金を後納したいので、許可くださるよう申請します。

利 用 目 的				
利 用 日 時	年	月	日	時 分 時 分
利 用 施 設			附 属 設 備	明 細 別 紙
利 用 料 金	円	内 訳	基本利用料金 加算利用料金	円 円
申 請 理 由				
納 入 期 日	年	月	日	
後 納 希 望 期 日	年	月	日	

様式第10号(第10条関係)

敦賀市民文化センター利用料金減免申請書

年 月 日

殿

申請者 住 所 _____
団 体 名 _____ 電 話 _____
代 表 者 名 _____ (印)
責 任 者 _____ (印)

次のとおり敦賀市民文化センター利用料金の減免をお願いしたく申請します。

利 用 目 的				
利 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
利 用 施 設	附 属 設 備	明 細 別 紙		
申 請 理 由	種 別	金 額		
	基本利用料金	円		
	加算 利 用 料 金	入場料徴収		
		営利・宣伝		
		冷暖房		
		附属設備・器具		
	合 計			
副申 副申者 所管部長 氏名 (印)	減 額 率			
	決 定 額 ・ 免 除 額	円		
	決 定 利 用 料 金	円		

(注) 太線内は記入しないでください。

様式第11号(第11条関係)

敦賀市民文化センター利用料還付申請書

年 月 日

殿

住 所 _____

団 体 名 _____ 電話番号 _____

申請者 代表者氏名 _____ (印)

責任者氏名 _____ (印)

次のとおり敦賀市民文化センター利用料金を還付してくださるよう申請します。

記

- 1 利用許可又は利用取消(変更)許可の番号及び年月日
- 2 納 入 済 額
- 3 還 付 申 請 額
- 4 申 請 理 由

(注) この申請書には、利用許可書又は取消(変更)許可書を添付してください。

様式第12号(第14条関係)

敦賀市民文化センター施設等損壊(滅失)届

年 月 日

殿

住 所 _____

団 体 名 _____ 電話番号 _____

届出者 代表者氏名 _____ (印)

責任者氏名 _____ (印)

敦賀市民文化センターの施設(附属設備)等を次のとおり損壊(滅失)しましたので届け出ます。

つきましては、敦賀市民文化センター設置および管理に関する条例第13条の規定に基づき御指示の方法により賠償いたします。

記

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
催し物の名称			
損壊(滅失)した施設、附属設備等の名称	損壊(滅失)箇所	数 量	損壊(滅失)の内容又は程度
原 因			

様式第 13 号(第 17 条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

敦賀市教育委員会 殿

法人・団体名 _____

住 所 _____

代 表 者 名 _____ 印

公の施設に係る指定管理者の募集について、下記のとおり申請します。

記

1 施設の名称および所在地

施 設 の 名 称	敦賀市民文化センター
施設の所在地	敦賀市桜町 7 番 1 号

2 提出書類

- 法人の登記事項証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）
- 団体が非法人の場合、代表者の身分証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）
- 法人の印鑑証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）
- 団体が非法人の場合、代表者の印鑑証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）
- 申請資格に係る申立書
- 国税および地方税の納付証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）又は
国税および地方税、その他公金の納税等の義務がない旨を記載した申立書
- 事業計画書
- 自主事業計画書
- 管理に係る収支計画書
- 団体の前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類

- 団体の前事業年度の貸借対照表および財産目録又はこれらに相当する書類
- 団体の現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書および事業計画書又はこれらに該当する書類
- 団体の定款若しくは寄附行為又はこれらに相当する書類
- 団体の事業報告書又はこれらに相当する書類
- 団体の役員名簿および組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- 類似の事業（官公庁から委託を受けた事業等）の活動実績に関する書類
- 福祉施策に関する取り組み状況
- その他

提出書類にレ点を記入すること。

3 担当者連絡先

担当課、担当者氏名等：	(担当：)
住所：〒	—
電話：	ファックス
(電子メールアドレス)	

様式第 14 号(第 17 条関係)

申請資格に係る申立書

年 月 日

敦賀市教育委員会 殿

法人・団体名 _____
住 所 _____
代 表 者 名 _____ 印

敦賀市民文化センターの指定管理者の募集に係る申請資格について、下記のとおり申請
します。

記

- 国税、地方税及びその他の公金の納税又は納付義務がない。
- その他

※ 提出書類にレ点を記入すること

様式第 15 号(第 19 条関係)

年 月 日

敦賀市教育委員会 殿

法人・団体名 _____
住 所 _____
代 表 者 名 _____ 印

指定管理者名称等変更届出書

下記のとおり、指定管理者の指定に係る事項を変更したいので、敦賀市民文化センター設置および管理に関する条例第 17 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

変更に係る事項	名称・主たる事務所の所在地
変 更 前	変 更 後
変更しようとする年月日	年 月 日
変更しようとする理由	

備考 「変更に係る事項」の欄には、該当する項目に○印を付してください